

1 章 はじめに

1 計画の背景・目的

小樽市では、平成 16 年度に住宅施策の中での公共賃貸住宅施策の位置付け、役割を明確化すると共に、官民含めた住宅施策の方針を示すものとして、「小樽市住宅マスタープラン」を策定、これを受け、平成 21 年度に計画期間を平成 22 年度～令和元年度とする「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」の策定を行い、建替事業や改善事業を計画的に進めてきたところです。

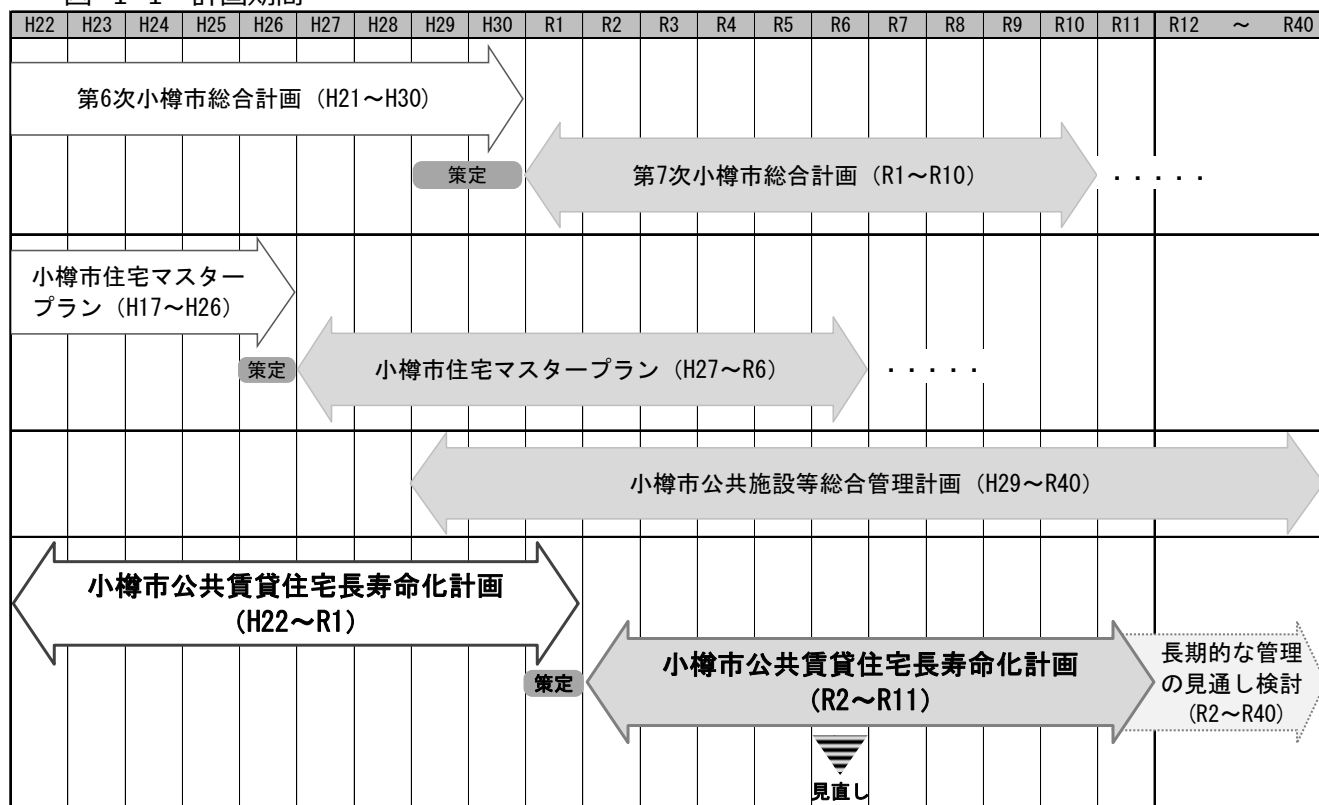
令和元年度に、平成 21 年度策定した「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」の計画期間が満了、平成 26 年度に上位計画である「小樽市住宅マスタープラン」の見直しを行ったことや、今後、さらなる急速な人口減少や少子高齢化の進展など、市営住宅を取り巻く状況も変化しているため、中長期的な観点から管理戸数の目標を定め、早期の建替えや、計画的な改善等によりストックの長寿命化を図ることが重要となります。

こうした背景から、「小樽市住宅マスタープラン」に基づく各種施策と連携を図り、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、ストックの長寿命化による市営住宅の計画的な建替え、改善、用途廃止などを進め、更新に掛かる事業費及び事業量の平準化を図ることを目的として、新たな「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」を策定します。

2 計画期間

計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としますが、「小樽市公共施設等総合管理計画」の計画期間に合わせて、令和 40 年度まで長期的な管理の見通しを示すこととします。なお、今後の整備事業の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえて、概ね 5 年を目処に見直しを検討します。

図 1-1 計画期間



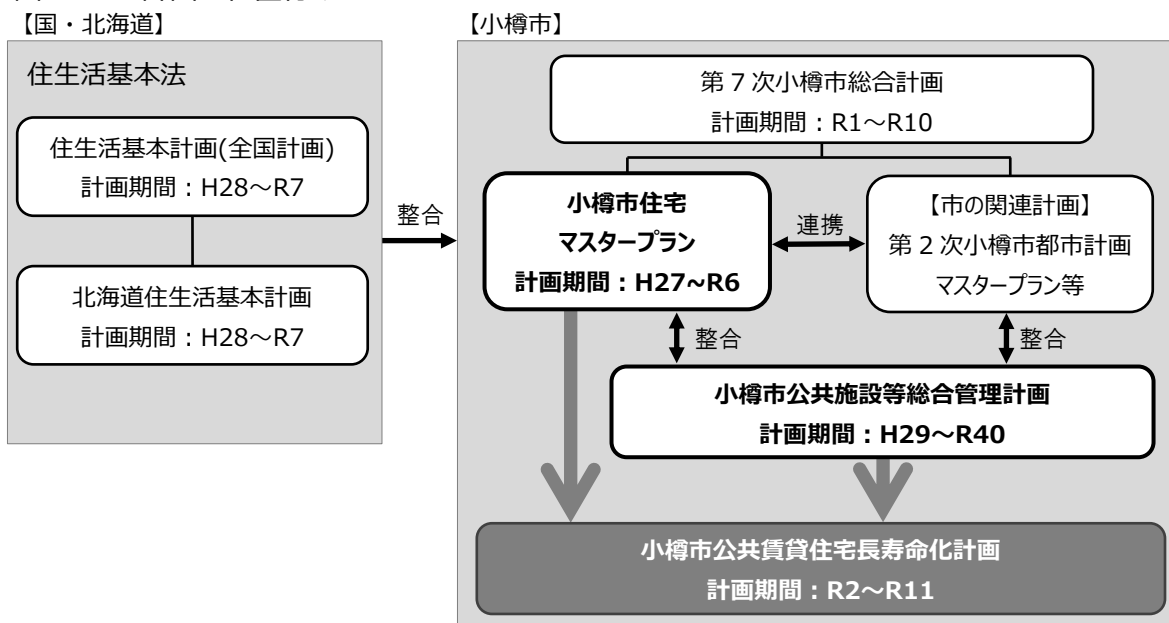
3 計画の対象

本計画の対象は、小樽市が管理する市営住宅とします。

4 計画の位置付け

本計画は最上位計画の「第7次小樽市総合計画」を受け、上位計画である「小樽市住宅マスタープラン」の公営住宅等における部門別計画、及び「小樽市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画と位置付けます。

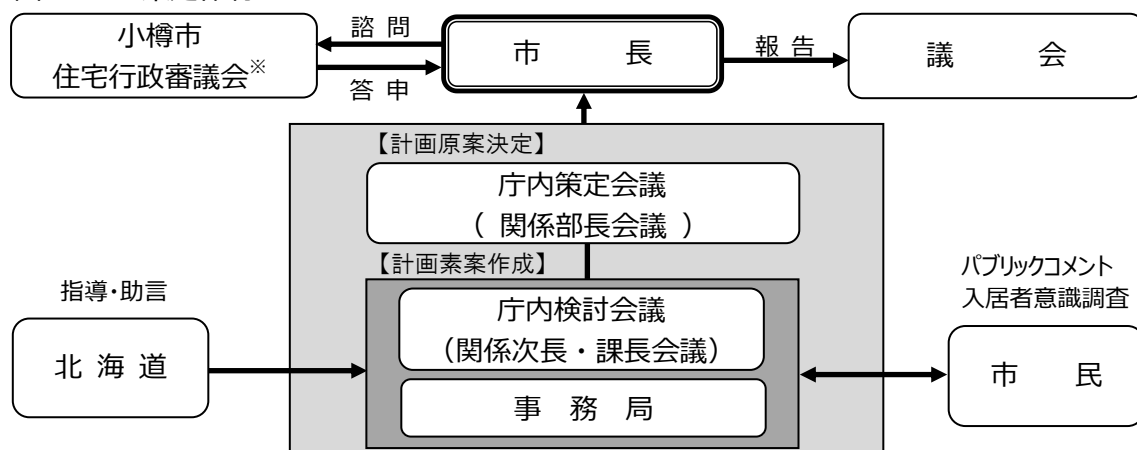
図 1-2 計画の位置付け



5 策定体制

庁内には、関係次長・課長職で構成する「庁内検討会議」と関係部長職で構成する「庁内策定会議」を設置し、各会議を経て、最終的には市長の附属機関である「小樽市住宅行政審議会」からの答申を受けて、市長が決定します。

図 1-3 策定体制



※小樽市住宅行政審議会：住宅行政の円滑な運営を図るための市長の附属機関として、市議会議員、学識経験者及び市民で組織され、住宅環境及び市営住宅などの事項を審議する。